

西宮市立学校の学校事務職員の職務規程制定の件

西宮市立学校の学校事務職員の職務規程を次のように制定する。

令和2年5月19日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市立学校の学校事務職員の職務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校
(以下「学校」という。)における学校事務職員の職務の明確化を図り、より
主体的・積極的に学校運営へ参画することを促進するために、学校事務職員の
標準的な職務領域と内容を定めるものとする。

(職務内容)

第2条 学校事務職員の標準的な職務領域と内容は別表のとおりとする。
2 別表に定めた標準的な職務領域と内容は、学校事務職員が学校事務の領域
において、総括的に学校運営に関わる事項を示したものであり、他の職員に相
当する内容も含まれる。

別表 (第2条関係)

学校事務職員の標準的な職務領域と内容

職務領域	分野及びその機能		職務内容	
学校運営 の領域	企画、運営、 評価等に関 する分野	学校運営	組織マネジメント	学校運営組織に関すること
			校内連携	学校評価に関すること
			業務改善	学校業務改善に関すること
			コンプライアンス	校内連携に関すること
			危機管理	危機管理に関すること
	学校財務	財務管理	施設管理	公費及び補助金等の予算管理に関 すること
			物品管理	学校徴収金に関すること

			監査	物品管理に関すること 施設・設備管理に関すること 監査・検査に関すること							
			情報・文書	情報管理 情報活用	情報・文書管理に関すること 情報の公開に関すること 情報機器・システムに関すること 個人情報の保護に関すること 情報の活用に関すること						
					連携等に関する分野	地域・保護者等との連携 関係機関との連携 市町等における広域的 事務連携	関係機関・ 関係団体・ 学校間・保 護者等との 連携	学校運営協議会等に関すること 地域諸団体に関すること 官公庁等関係機関との連絡調整に関すること 学校間連携に関すること 学校事務職員の研修に関すること			
								就学に関する分野	就学	就学管理	就学援助・就学奨励等に関すること 学籍情報に関すること
											職員に関する分野
			教育活動の領域	学習活動に関する分野	教育課程	教育課程の 実施	教科活動及び教科外活動等の支援に関すること 学校行事の運営に関すること 学習情報に関すること				
	研究に関する分野	教育研究					研究推進	教育資源の活用に関すること 施設設備・教材教具に関すること 教育研究に関すること			

付 則

この規程は、令達の日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

(参考)

○提案理由

兵庫県教育委員会が令和2年2月26日に学校事務職員の標準的な職務

について、通知を発出したことに伴い、学校事務職員の職務の明確化等を図るため。

(公印省略)
教教第 3179 号
令和 2 年 2 月 26 日



各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

市町組合立学校事務職員の標準的な職務について (通知)

本県の市町組合立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校に勤務する事務職員の職務内容については、平成 13 年 1 月 16 日付け教教第 931 号「市町組合立学校事務職員の標準的な職務について (通知)」により示しているところですが、平成 29 年 4 月 1 日施行による学校教育法の一部改正に伴い、その趣旨に基づき、別紙のとおり基本的な考え方及び市町組合立学校事務職員の標準的な職務を見直しました。

ついては、貴市町においても、本通知の趣旨及び別紙 1 の基本的な考え方に基づき、学校事務職員の標準的な職務に関する基本要綱の改正及び関係規程等の整備をとおして、学校事務職員の職務の確立と研修の充実を図られるようご配慮願います。

なお、従前の通知「市町組合立学校事務職員の標準的な職務について」(平成 13 年 1 月 16 日付け教教第 931 号)は廃止します。

(趣旨)

子ども一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び考える力や豊かな人間性を育むため、学校においては、自主性・自律性を高め、教職員の信頼関係に基づいたこころの通いあう学校運営体制を確立し、組織的一体的に教育課題に取り組む教育を推進していくことが大切となっています。

そのなかにあつて、学校事務職員は、従前より円滑かつ効率的な学校運営を進め、学校の活性化と教育の推進を図るために、教職員との協力と協働のもと、学校運営における適切な業務連携をとおして大きな役割を果たしているところです。

このたび、学校教育法の一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日施行) により、同法第 37 条第 14 項において、「事務職員は、事務をつかさどる」と規定され、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校事務職員が、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職として、その専門性を活かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理し、キャリアに応じた能力を発揮しながら、より主体的・積極的に学校運営に参画することが求められています。

本通知では、同法改正の趣旨に則り、市町組合立学校事務職員の標準的な職務を見直し、別紙 1 のとおり基本的な考え方及び別紙 2 の標準的職務領域と内容を定め

【主な改正内容】(市町組合立学校事務職員の標準的な職務について)

1 趣旨本文の改正

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行)の趣旨を踏まえ、学校事務職員が主体的に学校運営に参画するよう内容を修正した。

2 別紙1 標準的職務領域、職務内容についての基本的な考え方の改正

市町においても事務環境の向上や研修の充実と体系化が図られるよう一部を修正した。

3 別紙2 学校事務職員の標準的職務領域と内容の改正

学校事務職員がより主体的・積極的に学校運営に参画するよう、「教育活動の領域」を追加するとともに、職務の認識が定着するよう「職務内容」を細分化した。

4 Q&Aの改正

趣旨本文の改正、標準的な職務の見直しにより細分化した職務内容に対応する内容に修正した。

別紙 1

学校事務職員の標準的職務領域、職務内容についての基本的な考え方

- 1 学校運営の一翼を担う重要な領域である学校事務の重要性と学校事務職員の職務を認識し、学校の組織運営が円滑に行われるよう努められること。
- 2 学校事務職員が職員会議・各種委員会への参画を通じて教育活動にかかわり、学校運営、学校財務、情報・文書、地域・保護者等との連携、人事、給与、教育課程などの職務領域、分野及びその機能（別紙2参照）において、職務内容とする総務・財務等の専門性を活かして主体的・積極的に学校運営にかかわれるよう配慮されること。
- 3 学校においては、学校事務職員の役割を校務分掌等に明記し、職務内容の明確化を図られること。
- 4 職務領域と内容は、「標準」であり、地域の状況、学校規模、事務職員数、事務職員の経験年数など各学校の事情を考慮されること。
- 5 市町においても学校事務職員の職務が円滑に行われるよう、関係基本要綱の改正、学校財務取扱要綱等関係規程の整備をとおして事務環境の向上を図られること。
また、学校事務職員の資質及び職務の専門性を高めるために市町における研修要綱等関係規程の整備をとおして研修の充実と体系化を図られること。

市町組合立学校事務職員の標準的な職務領域と内容について

職務領域	分野及びその機能			職務内容
学校運営の領域	企画、運営、評価等に関する分野	学校運営	組織マネジメント 校内連携 業務改善 コンプライアンス 危機管理	学校運営組織に関すること*
				学校評価に関すること*
				学校業務改善に関すること*
				校内連携に関すること*
				危機管理に関すること*
		学校財務	財務管理 施設管理 物品管理 監査	公費及び補助金等の予算管理に関すること*
				学校徴収金に関すること*
				物品管理に関すること
				施設・設備管理に関すること*
				監査・検査に関すること
		情報・文書	情報管理 情報活用	情報・文書管理に関すること
				情報の公開に関すること
	情報機器・システムに関すること*			
	個人情報の保護に関すること			
	情報の活用に関すること*			
	連携等に関する分野	地域・保護者等との連携*	関係機関・関係団体・学校間・保護者等との連携	学校運営協議会等に関すること
				地域諸団体に関すること
		関係機関との連携		官公庁等関係機関との連絡調整に関すること
		市町等における広域的事務連携		学校間連携に関すること* 学校事務職員の研修に関すること
	就学に関する分野	就学	就学管理	就学援助・就学奨励等に関すること
学籍		学籍情報に関すること		
職員に関する分野	人事・サービス	人事 サービス 給与 旅費 福利厚生	人事に関すること	
	給与・旅費		サービスに関すること	
	福利厚生		給与に関すること 旅費に関すること	
教育活動の領域	学習活動に関する分野	教育課程*	教育課程の実施	教科活動及び教科外活動等の支援に関すること
				学校行事の運営に関すること
				学習情報に関すること
	学習環境*	学習環境の管理	教育資源の活用に関すること	
			施設設備・教材教具に関すること	
	研究に関する分野	教育研究*	研究推進	教育研究に関すること

注(1) 上記の表は、学校事務職員が学校運営において総括的に関わる職務領域、分野及びその機能、職務内容を示したものである。なお、その内容においては学校事務職員が教職員との協力と協働のもとでおこなうものであり、他の教職員が担当する職務内容も含まれる。また、人事、労務管理に属する業務等の管理職がおこなう業務はこれに含まれない。

(2) Q&Aに掲載している項目に「*」を付しています。